

大北勤労者互助会 入会のご案内

大北勤労者互助会事務局
☎398-8601 大町市大町 3887 番地
大町市役所まちづくり産業課内
TEL 22-0420 (内線 542)
FAX 23-4660

勤労者互助会とは・・・？

大北勤労者互助会は、中小企業で働く従業員や事業主、専業農林水産業経営者などの福利厚生増進と生活の安定に寄与することを目的として、共済や各種福利厚生などの事業を運営しています。

共済金給付事業

- ・祝い金【結婚、出生、子の小・中学校入学、成人（満 20 歳に達した場合）・還暦】
- ・傷病休業保険金
- ・死亡弔慰金【会員の親および配偶者の親、子、配偶者、会員本人】

福利厚生事業

- ・人間ドック等補助事業
- ・インフルエンザ予防接種補助事業
- ・敬老祝い（71 歳到達の会員及び、喜寿・米寿を迎える会員に記念品を贈呈）
- ・文化鑑賞事業 チケット助成（30%の補助）
- ・バスツアー事業（日帰り：ディズニーリゾートの旅）

人間ドック等受診費用の助成について

【利用資格】

- ・人間ドック：受診する年度内において 35 歳以上の会員本人
- ・脳ドック：受診する年度内において 50 歳以上の会員本人
- ・生活習慣病予防健診：受診する年度内において 35 歳以上の会員本人

【助成金額】

- ・一泊人間ドック：自己負担額の 1/2 以内、上限 10,000 円
- ・日帰り人間ドック：自己負担額の 1/2 以内、上限 5,000 円
- ・脳ドック：自己負担額が 20,000 円以上につき、一律 2,000 円
- ・事業所が負担する生活習慣病予防健診や一般健診に合わせ、自己負担で同時受診した各種オプション検査のうち自己負担額 5,000 円以上のもの（領収書記載額の 20% 1,000 円未満切り捨て。限度額 5,000 円）

インフルエンザ予防接種費用の助成について

【利用資格】 会員全員

※しかし、65 歳以上の方など、市町村から各種補助を受けた方は対象外

【助成金額】 接種料金 2,000 円以上につき一律 1,000 円

【助成期間】 年度内 10 月 1 日から翌年 1 月 31 日まで

【請求期限】 年度内の 2 月中旬まで

大北勤労者互助会共済 給付内容

給 付 事 由				全労済協会給付金
祝金	結婚祝金	会員が結婚した場合		20,000円
	出生祝金	会員に子が出生した場合		10,000円
	就学祝金	会員の子が小学校に入学した場合		8,000円
		会員の子が中学校に入学した場合		6,000円
	成人祝金	会員が満20歳に達した場合		5,000円
	還暦祝金	会員が満60歳に達した場合		5,000円
死亡保険金	会員本人	交通事故により死亡した場合		850,000円
		不慮の事故により死亡した場合		550,000円
		疾病により死亡した場合	65歳未満	400,000円
			65歳以上	200,000円
死亡弔慰金	会員の配偶者が死亡した場合			55,000円
	会員の子が死亡した場合			15,000円
	会員の親および配偶者の親が死亡した場合			10,000円
	会員の同居親族が住宅災害により死亡した場合			10,000円
後遺障害・ 重度障害・ 保険金	会員本人	交通事故により後遺障害の状態となった場合		850,000円～34,000円
		不慮の事故により後遺障害の状態となった場合		550,000円～22,000円
		疾病により重度障害の 状態となった場合	65歳未満	400,000円
			65歳以上	200,000円
傷病休業保険金	会員本人	傷病により右の期間を 休業した場合	休業14日以上	10,000円
			休業30日以上	15,000円
			休業60日以上	20,000円
			休業90日以上	28,000円
			休業120日以上	33,000円
住宅災害保険金	火災等	会員の居住する建物・ 家財の損害の程度が 右の割合となった場合	50%以上	200,000円
			30%以上50%未満	140,000円
			20%以上30%未満	100,000円
			20%未満	40,000円
	自然災害	会員の居住する建物の 損害の程度が右の割合 となった場合 (床上浸水以外)	70%以上	60,000円
			20%以上70%未満	30,000円
			20%未満	6,000円
		床上浸水(損害程度に関わらず)		